## 指定出資法人の役員報酬水準の見直し(案)について

- ◆ 今年度末で、指定出資法人の人的関与ポストが廃止され、令和7年4月以降就任する役員に府関係者が 就任する可能性がある場合は、原則公募となる。
- ◆ 近年、民間企業では労働力人口が減少する中、人材確保競争が激化し、従業員等の給与等を引き上げる 動きがみられたため、昨年度、役員の報酬水準の見直しを行った。
- ◆ しかしながら、今後も引き続き民間企業の従業員給与の賃上げが進むことが予想されることから、現在の報酬 水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがある。

## 見直し案

現行の報酬水準を引き上げ、令和7年度から適用する。

<役員報酬水準>

現行:730万円~1,080万円 ⇒ 見直し後:760万円~1,110万円

## 【見直しの考え方】

- ・報酬水準については、直近2か年の民間給与等の上昇率を基に見直し、令和7年度から適用 直近2か年の正社員給料等上昇率 3.0%(参考資料5) ⇒ 3%引き上げ
- ・具体的な報酬額については、現在の報酬基準の最高額(現在 1,080 万円)に対して見直しを実施し、25 万円 刻みで報酬額を設定
- ・今後も民間等の実態に合わせ、必要に応じて定期的に見直しを検討

## <改定後の役員報酬の「報酬基準」>

点数	報酬額		点数	報酬額	
	見直し前	見直し後	<b>無数</b>	見直し前	見直し後
10~12 点	1,080 万円	1,110 万円	6点	880 万円	910 万円
9.5 点	1,055 万円	1,085 万円	5.5点	855 万円	885 万円
9点	1,030 万円	1,060 万円	5点	830 万円	860 万円
8.5 点	1,005 万円	1,035 万円	4.5 点	805 万円	835 万円
8点	980 万円	1,010 万円	4点	780 万円	810 万円
7.5 点	955 万円	985 万円	3.5 点	755 万円	785 万円
7点	930 万円	960 万円	3点	730 万円	760 万円
6.5 点	905 万円	935 万円			